

第5章 自転車活用推進重点地区の設定

1 目的

- 東京都の自転車施策は多岐に渡っており、各施策個別に見た場合、適用ケースや施策の相乗効果が理解しづらいです。
- このため、自転車通勤や自転車観光、安全・安心な自転車利用など、自転車活用推進の重点地区を選定し、各地区に適した様々な施策をパッケージ化することで、より良い自転車利用環境の創出につなげることを目的とします。国、都、区市町村や民間企業等、各関係主体の協働によって各施策の早期実現を促進し、都民への理解を促すとともに、他地区への展開を図ります。

2 自転車活用推進重点地区のイメージ

一定の範囲の地区において、国、都、区市町村が協働で集中的な環境整備を実施する「自転車活用推進重点地区」を設定します。

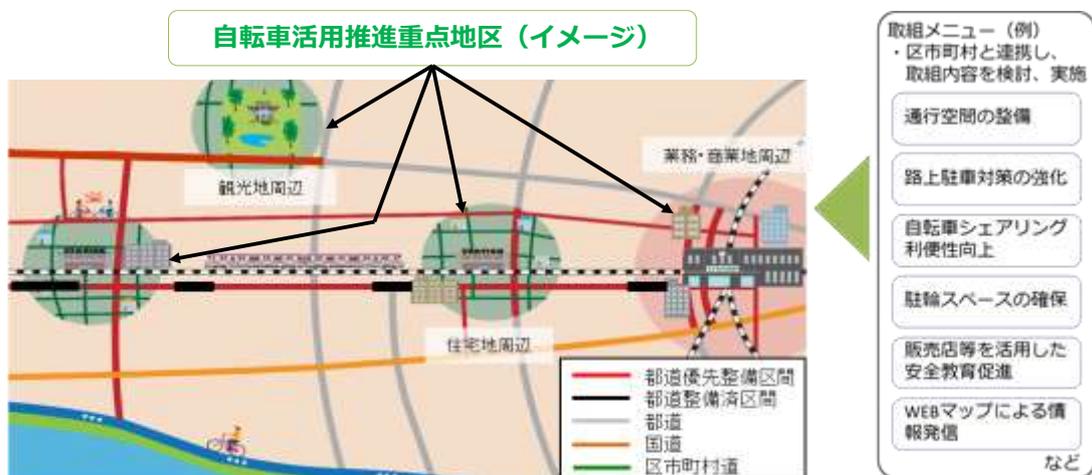


図 5-1 自転車活用推進重点地区のイメージ

■ 自転車活用推進重点地区による効果

各施策を連携して進めることができ、行政区域を横断して推進可能であり、エリアへの集中実施により早期実現が可能となります。

また、充実した自転車利用環境を住民・来訪者に実体験してもらい、自転車の活用可能性を考えてもらうきっかけづくりにつなげます。



■ 自転車活用推進重点地区の選定方針

都内における地域特性について、大きく「業務・商業地」、「住宅地」、「観光地」の3つを想定しつつ、以下の4つの選定方針を勘案して、国、区市町村と調整を図り選定していきます。

- ① 自転車政策に取り組んでいる（予定を含む）区市町村（自転車ネットワーク計画の策定状況、区市町村版自転車活用推進計画の策定意向等）
- ② 都の自転車利用環境の整備実施予定がある地区（自転車通行空間の整備等）
- ③ 自転車利用が多い鉄道駅・地区、自転車事故や放置自転車が多い等の課題を抱える地区
- ④ 自転車通行空間の整備が進んでいる地区、自転車の利用により観光周遊や健康増進・魅力向上が期待できる地区

■ 自転車活用推進重点地区の実施

先行的に取り組む地区として「先行推進重点地区」を選定し、国、都、区市町村等の各関係主体と協働で整備計画を策定して順次取組を実施していきます。なお、整備計画については、各地域の実情に応じた自転車施策のパッケージ化を行うこと、歩行者や自動車交通に配慮した総合的な視点での自転車利用環境の構築を行うことを念頭に検討します。

■ 自転車活用推進重点地区の拡大

「先行推進重点地区」の取組についてフォローアップを行いながら進めるとともに、他の地区での実施についても、多様な地区特性に応じた調整・検討を進め、順次地区を拡大していきます。

(1) A. 業務・商業地における快適な自転車活用推進重点地区

駅前やビジネス街等の業務・商業地における自転車利用を想定した自転車活用推進重点地区。

自転車通行空間を整備しネットワーク化させるとともに様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを用意するなど、安全で快適な自転車利用環境創出に向けて、下記のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。

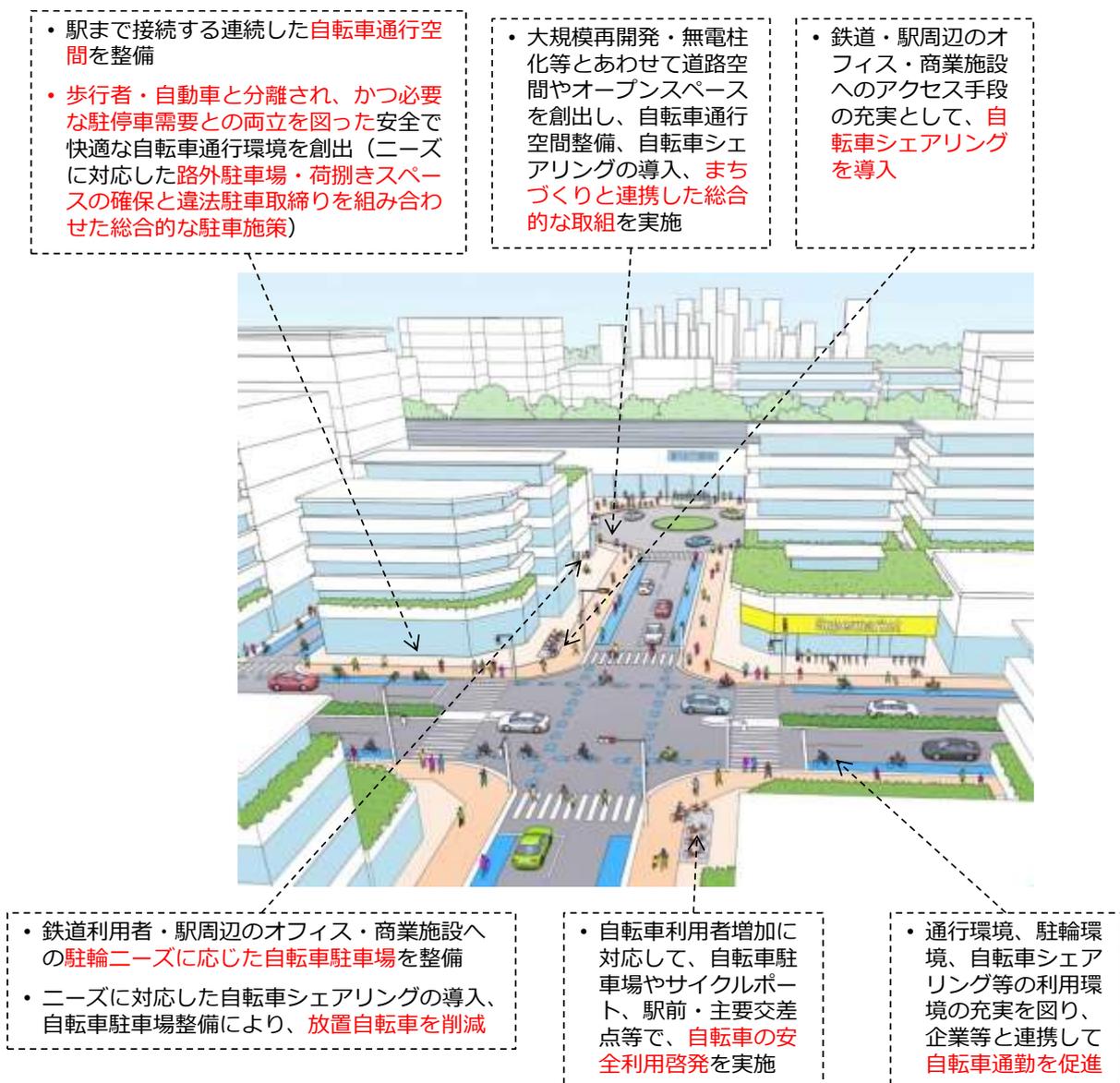


図 5-2 業務・商業地における快適な自転車活用推進重点地区のイメージ

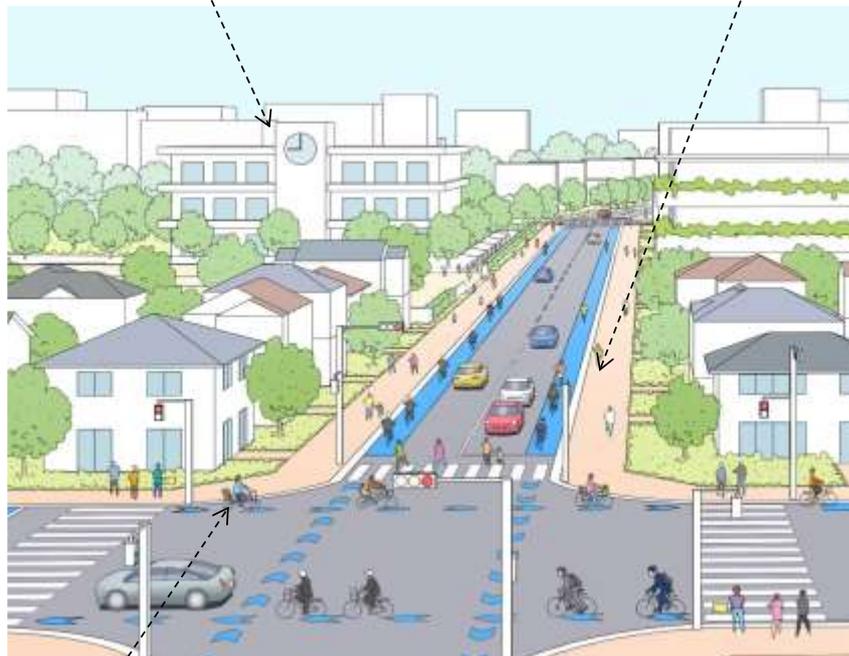
(2) B. 住宅地における安全・安心な自転車活用推進重点地区

住宅地や、その内部にある学校や商店街等の周辺を想定した自転車活用推進重点地区。

自転車通行空間整備を進めるとともに幅広い層に自転車安全利用を啓発するなど、安全・安心な自転車利用環境創出に向けて、下記のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。

- 教育機関、PTA、自治会、運送会社等と連携して、学生、保護者、高齢者、ドライバー等、地域に関わる幅広い層を対象に、**自転車安全利用の啓発、交通安全教育を実施**
- 道路管理者、教育機関、警察、PTA、自治会と連携して、**通学路及びその周辺道路の安全点検を実施**
- 教育機関、自治会等と連携して、**自転車点検整備、自転車損害賠償保険加入を促進**

- 歩行者・自動車と分離した安全な**自転車通行空間**を整備
- 交差点部への**自転車通行位置の明示**等、歩行者との交錯、ドライバーへの通行位置の注意喚起等、交差点での事故減少を図る



- 生活道路のゾーン30による**速度抑制**、**自転車停止線前出し**、**交差点での安全確認の注意喚起**等、事故対策を実施
- 交差点における**一時停止**や正しい通行方法を促す**交通安全対策**を推進

- 商業施設の**駐輪環境の充実**による**放置自転車対策**の推進

図 5-3 住宅地における安全・安心な自転車活用推進重点地区のイメージ

(3) C. 健康増進・観光振興自転車活用推進重点地区

主に観光地周辺での自転車移動や、自転車のレジャー利用を想定した自転車活用推進重点地区。

観光等への自転車の活用を推進するとともに自転車安全利用を啓発するなど、様々な魅力を楽しむことのできる環境創出に向けて、下記のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。



図 5-4 健康増進・観光振興自転車活用推進重点地区のイメージ



第6章 計画のフォローアップ

自転車活用を推進するため、区市町村や関係部局等を委員とする協議会を設置し、各年度において、施策の取組状況の把握、目標の指標の達成度の検証を行います。また、検証結果を踏まえて、2025年度の間見直し、2030年度以降の次期計画の検討を行います。

また、都の自転車施策をまとめた東京都自転車活用推進計画 HP を作成して、広く都民への取り組み状況の共有を行います。



図 6-1 スケジュール

表 6-1 指標・目標値の一覧

	施策	指標	現況値	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間	305km (2019 年度)	約 565km (2030 年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	26km (2019 年度)	約 45km (2030 年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2 区市 (2021 年 1 月)	49 区市 (2030 年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19 区 7 市 (2021 年 1 月)	自治体数の増加 (2030 年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	23,322 台 (2019 年度)	15,000 台以下 (2025 年度)
	安全対策の実施	ゾーン 30	364 区域 (2019 年度)	460 区域 (2025 年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019 年度)	11.5km (2024 年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	—	HP 閲覧数の増加 (2030 年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34 人 (2019 年)	18 人以下 (2025 年)
		自転車関連事故件数	11,874 件 (2019 年)	7,000 件以下 (2025 年)